

令和5年度

健全化判断比率審査意見書

資金不足比率審査意見書

福井県監査委員

福 監 第 410 号
令和6年8月23日

福井県知事 杉 本 達 治 様

福井県監査委員 山本 建
同 松崎 雄城
同 五十嵐 昌子
同 伊藤 和弘

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく
健全化判断比率および資金不足比率の審査について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項および第22条第1項の規定に基づき審査に付された令和5年度決算に基づく健全化判断比率および資金不足比率ならびにこれらの算定の基礎となる事項を記載した書類について、別紙のとおり意見書を提出します。

健全化判断比率審査意見書

第1 審査の対象および手続

令和5年度福井県一般会計、特別会計および公営企業会計の決算等に基づき、知事から提出された実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率および将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）とこれらの算定の基礎となる事項を記載した書類を審査の対象とした。

審査は、福井県監査委員監査基準に準拠し、

（1）提出された健全化判断比率が、法令等に照らし、算出過程に誤りはないか

（2）健全化判断比率の算定の基礎となった書類が適正に作成されているか

等を主眼として実施した。

第2 審査の結果および意見

審査に付された健全化判断比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも法令に適合し、正確であると認めた。

比率名	令和5年度	令和4年度	(参考) 基準	
			早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	— %	— %	3.75 %	5.00 %
連結実質赤字比率	— %	— %	8.75 %	15.00 %
実質公債費比率	11.7 %	11.8 %	25.0 %	35.0 %
将来負担比率	153.8 %	149.1 %	400.0 %	

(注) 1 実質赤字比率は、実質収支が黒字であるため、「—」で表記している。

2 連結実質赤字比率は、連結実質収支が黒字であるため、「—」で表記している。

(実質公債費比率)

過去3か年平均で算出される令和5年度の実質公債費比率は11.7%と前年度と比較して0.1ポイント改善しており、また、早期健全化基準を下回る水準となっている。

(将来負担比率)

将来負担比率は153.8%と、前年度と比較して4.7ポイント増加したが、早期健全化基準を下回る水準となっている。

以上のとおり、令和5年度の実質公債費比率、将来負担比率はいずれも早期健全化基準を下回っている。また、令和元年度に策定した「行財政改革アクションプラン」の財政指標目標値（※）も下回っている。

令和6年3月に北陸新幹線が敦賀まで開業し、「ふくい新時代」が幕開けした。また、令和8年春には中部縦貫自動車道の県内区間が全線開通予定である。広域交通網の整備により交流人口のさらなる拡大や地域経済の活性化が見込まれる一方で、長期化する物価高騰に伴う事業費の高騰や生産年齢人口の減少による社会保障関係経費の増加など、県財政への負担が増していくことも予想される。

新たに策定された「行財政改革アクションプラン2024」に基づく取組みを着実に推進し、引き続き健全な財政運営に取り組まれない。

※「行財政改革アクションプラン」の財政指標目標値
将来負担比率：200%未満

資金不足比率審査意見書

第1 審査の対象および手続

令和5年度福井県の各公営企業会計の決算に基づき、知事から提出された資金不足比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査の対象とした。

審査は、福井県監査委員監査基準に準拠し、

(1) 提出された資金不足比率が、法令等に照らし、算出過程に誤りはないか

(2) 資金不足比率の算定の基礎となった書類が適正に作成されているか

等を主眼として実施した。

第2 審査の結果および意見

審査に付された資金不足比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも法令に適合し、正確であると認めた。いずれの会計においても資金不足は生じていない。引き続き健全かつ効率的な経営に努められたい。

会計の名称	資金不足比率		(参考) 経営健全化基準
	令和5年度	令和4年度	
港湾整備事業特別会計	— %	— %	20.0%
県営産業団地整備事業特別会計*	— %	— %	20.0%
病院事業会計	— %	— %	20.0%
臨海工業用地等造成事業会計	— %	— %	20.0%
工業用水道事業会計	— %	— %	20.0%
水道用水供給事業会計	— %	— %	20.0%
臨海下水道事業会計	— %	— %	20.0%
流域下水道事業会計	— %	— %	20.0%

(注) 1 いずれの会計においても資金不足は生じていないため、「—」で表記している。

2 県営産業団地整備事業特別会計は令和5年4月1日から設置